【国保】

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容について的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成１７年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成２３年３月

【国保】

F-72　1 型糖尿病(インスリン抵抗性の記載がある場合を含む。)に対する糖尿病治療剤(DPP-4 阻害薬、SGLT2 阻害薬、SU 薬、GLP-1 作動薬)の算定について

《令和 6 年 6 月 6 日新規》
《令和 8 年 5 月 1 日更新》

「第 33 次審査情報提供事例(医科)(令和 8 年 2 月 25 日提供分)」を追記

○ 取扱い

1 型糖尿病（インスリン抵抗性の記載がある場合を含む。）に対する次の糖尿病治療剤の算定は、原則として認められない。

⑴　DPP-4 阻害薬※1
⑵　SGLT2 阻害薬（1 型糖尿病に適応のある薬剤を除く。）
⑶　スルホニル尿素（SU）薬
⑷　GLP-1 作動薬

（※1）原則として、シタグリプチンリン酸塩水和物【内服薬】を緩徐進行 1 型糖尿病（probable）に対して処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○ 取扱いの根拠

1 型糖尿病では、膵 β 細胞の破壊によるインスリン枯渇状態が基盤にある。DPP-4 阻害薬、スルホニル尿素（SU 剤）、GLP-1 作動薬は、いずれも機能不全に陥っている膵 β 細胞に対してインスリン分泌を促すものであり、1 型糖尿病では、その効果は期待できない。また SGLT2 阻害薬は、近位尿細管でのブドウ糖の再吸収を抑制し、尿中排泄（濃度）を高める。結果として易感染性の高い 1 型糖尿病では、尿路・生殖器感染症の合併頻度が高くなる。また副作用としてケトアシドーシスの発生も知られている。

以上のことから、1 型糖尿病（インスリン抵抗性の記載がある場合を含む。）に対する上記糖尿病治療剤の算定は、原則として認められないと判断した。

ただし、シタグリプチンリン酸塩水和物【内服薬】は、緩徐進行 1 型糖尿病（probable）に対して処方した場合は、当該薬剤を審査上認める旨審

査情報提供※2 されたため、原則として認められると判断した。

（※2）審査情報提供事例（令和 8 年 2 月 25 日公表）

413　シタグリプチンリン酸塩水和物（糖尿病 6）

○　標榜薬効（薬効コード）

糖尿病用剤（396）

○　成分名

シタグリプチンリン酸塩水和物【内服薬】

○　主な製品名

ジャヌビア錠 12.5mg、ジャヌビア錠 25mg、ジャヌビア錠 50mg、ジャヌビア錠 100mg、グラクティブ 12.5mg、グラクティブ錠 25mg、グラクティブ錠 50mg、グラクティブ錠 100mg

○　承認されている効能・効果

2 型糖尿病

○　承認されている用法・用量

通常、成人にはシタグリプチンとして 50mg を 1 日 1 回経口投与する。なお、効果不十分な場合には経過を十分に観察しながら 100mg1 日 1 回まで増量することができる。

○　薬理作用

DPP−4 酵素を阻害し、インクレチンの DPP-4 による分解を抑制する。

○　使用例

原則として、「シタグリプチンリン酸塩水和物【内服薬】」を「緩徐進行 1 型糖尿病（probable）」に対して処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

○　使用例において審査上認める根拠

薬理作用が同様であり、妥当と推定される。

○　留意事項

⑴　当該使用例の用法・用量

通常、成人にはシタグリプチンとして 50mg を 1 日 1 回経口投与する。なお、効果不十分な場合には、経過を十分に観察しながら 100mg1 日 1 回まで増量することができる。

⑵　インスリン依存状態の 1 型糖尿病に対する本剤の単独投与は禁忌である。このため、必ず内因性インスリン分泌能の残存を確認してから使用する。